

# 環境オプション契約要綱

2026年6月1日 実施

SB パワー株式会社

# 環境オプション契約要綱

## 1 目 的

この環境オプション契約要綱（以下「この要綱」といいます。）は、当社が別に定めるソフトバンクでんき for Biz[低圧]特約料金表（以下「Biz 特約料金表」といいます。）、ソフトバンクでんき for Biz [低圧] 完全市場連動料金表（以下「完全市場連動料金表」といいます。）および電気需給約款 [高圧・特別高圧]（以下「高圧約款」といいます。）に、付加する契約（以下「オプション」といいます。）について定めることを目的とします。

## 2 適 用

この要綱は、Biz 特約料金表、完全市場連動料金表および高圧約款の適用を受ける需給契約のうち、お客さまがこの要綱の適用を希望し、当社が承諾したものに適用いたします。

## 3 要綱の変更

当社は、適用期間中であっても、この要綱を変更することがあります。この場合には、オプションは、変更後の環境オプション契約要綱によります。

この変更を実施する場合は、当社は変更内容について、書面、電子メールの送信または当社の指定ウェブサイトに掲載し電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法（以下「電子交付」といいます。なお、電子交付を受けるためには、インターネットブラウザソフトおよび Adobe Reader 等の PDF ファイル閲覧用ソフト等を必要とします。）によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他のオプションの実質的な変更をとまなわぬ変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面、または電子交付によりお客さまにお知らせすることがあります。

## 4 定 義

次の言葉は、この要綱において次の意味で使用いたします。

なお、この要綱に別に定めのない言葉は、当社が別に定めるソフトバンクでんき for Biz サービス約款[低圧]（以下「Biz 約款」といいます。）、ソフトバンクでんき for Biz サービス特約約款[低圧]（以下「Biz 特約約款」といいます。）、Biz 特約料金表、完全市場連動料金表および高圧約款によるものといたします。

### (1) オプション価値

・オプション種別が付加する価値をいいます。

### (2) オプション電力量

・お客さまの使用電力量のうち、オプション価値が付加される電力量をいいます。

### (3) オプション比率

・お客さまの使用電力量のうち、オプション電力量が占める比率をいいます。

#### (4) オプション計画書

・当社が別途定める「環境オプション計画書」をいいます。お客さまは、オプション計画書の提出によって、当社の求めに応じて、次の事項を明らかにしていただきます。

- (イ) オプションの適用を受ける需給契約（以下「原需給契約」といいます。）
- (ロ) オプションの適用開始希望日（以下「適用開始希望日」といいます。）
- (ハ) 適用期間における希望するオプション種別
- (ニ) 希望するオプション比率
- (ホ) その他当社が必要とする事項

#### 5 オプションの申込み

お客さまが新たにオプションの適用を希望される場合は、あらかじめこの要綱を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式およびオプション計画書の提出によって申込みをしていただきます。

#### 6 オプションの成立および適用期間

- (1) オプションは、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。なお、オプションは、その成立にともない、契約条件の一部となることといたします。
- (2) オプションの適用期間は、オプションの適用開始日（以下「適用開始日」といいます。）から、適用開始日以降最初に到来する原需給契約の契約期間満了日までの期間（以下「当初期間」といいます。）といたします。
- (3) 当初期間終了後は、オプションの適用期間は原需給契約の契約期間ごとに同一条件で延伸されるものとし、以後もこの例によるものといたします。この場合、新たにオプションの適用を開始したものとみなし、適用されるオプション比率は、延伸前の適用期間最終月の比率といたします。

#### 7 オプションの開始

- (1) 当社がオプションの申込みを書面等によって承諾したときには、適用開始希望日にもとづき、お客さまと当社で協議のうえ、適用開始日を定め、適用準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかにオプションの適用を開始いたします。
- (2) 当社は、天候、需要地一般送配電事業者の用地交渉、需要地一般送配電事業者の停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた適用開始日にオプションを開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまの希望にもとづき、お客さまと当社で協議のうえ、適用開始日を定めてオプションの適用を開始いたします。

#### 8 オプション種別

オプション種別は、次のとおりといたします。

##### (1) 実質カーボンフリーオプション

当社は、適用期間におけるオプション電力量に対して、非化石証書を使用し、ま

たはJクレジットを無効化することによって、地球温暖化対策の推進に関する法律およびこれに基づく命令等（以下「温対法等」という）に基づきお客さまが二酸化炭素排出量を報告する際に用いる、当社からの受給分に係る調整後排出係数を**実質的に** 0kg-CO<sub>2</sub>/kWh とする価値を付加いたします。

## (2) RE100オプション

当社は、適用期間におけるオプション電力量に対して、再生可能エネルギー指定の非FIT証書もしくはFIT非化石証書を使用し、またはJクレジットをお客さまに代わり代理無効化することによって、温対法等に基づきお客さまが二酸化炭素排出量を報告する際に用いる、当社からの受給分に係る調整後排出係数を**実質的に** 0kg-CO<sub>2</sub>/kWh とする価値、**実質的に**再生可能エネルギー電気による供給である価値ならびに経済産業省および環境省が定める「国際的な気候変動イニシアティブへの対応に関するガイダンス」の「4.再エネ（電気・熱）の調達と価値の主張」の記載に基づき、RE100に利用可能とされる環境価値を付加します。

## 9 オプション料金の算定期間

オプション料金の算定期間は、原需給契約に係る電気料金の算定期間といたします。

## 10 オプション電力量の算定

オプション電力量は、原需給契約のその月の使用電力量に、オプション比率を乗じて得た値といたします。なお、その単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で切り上げます。

## 11 オプション料金の算定

オプション料金は原需給契約ごとに、別途お知らせするオプション単価（以下「オプション単価」といいます。）を用いて、その1月のオプション電力量によって算定いたします。

なお、オプション料金は、原需給契約における電力量料金に加算いたします。

## 12 オプション料金の変更

国内の情勢および当社の事業環境に急激な変化（法令や制度の変更、非化石証書費用の高騰、一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰等）が生じ、その状態が解消される見込みが立たない場合、その他オプション料金を見直すべき事情が生じた場合には、当社はお客さまと協議の上、オプション料金の料金率を適切な水準に変更することができるものとします。

協議が不調のまま推移した場合、当社は、契約期間の満了前であっても、協議の開始日から2月を経過したときをもってオプションを解除できるものとします。

## 13 原需給契約の終了に伴う取扱い

オプションの適用期間満了の前に原需給契約が終了した場合、オプションも原需給契約の終了の日をもって、終了することとします。

#### 14 実績の通知

当社は、オプションの適用期間満了後、オプションの適用期間における電源構成をあらかじめお客さまに提示したウェブサイト等に公開します。

#### 15 非化石価値の証明

当社は、お客様に対して、原則として毎年度末の翌月以降に、非化石価値を提供することを証明するため、一般社団法人日本卸電力取引所が発行する非化石価値の証明書をお渡しいたします。

#### 16 免 責

- (1) 天変地異や経済危機等の不可抗力により、当社またはお客さまのいずれかに、オプション電力量の供給・使用を見直さざるを得ない事情が発生した場合は、当社およびお客さまにて誠意をもって協議を行います。
- (2) 温対法等その他の法令・通達等が制定、改定または廃止されたことにより、お客さまの受けた損害について、当社は、お客さまに対し、何らの責めを負いません。

#### 17 機密保持

- (1) お客さまは、法令等にもとづき開示が求められる場合を除き、当社の了解なく、オプションの内容その他この要綱に関して知り得た全ての事項について、第三者へ公表および遺漏しないものとします。
- (2) 前項に係らず、お客さまは、次の事項について公表できるものとします。  
この要綱にもとづき価値を付加された電力の供給サービスを受けているという事実、この要綱にもとづき付加される価値の内容（第8条に規定の内容をいいます）、小売電気事業者の名称、適用期間、オプション電力量、オプション比率
- (3) お客さまは、お客さまが本条第1項および本条第2項に違反したことによって当社に生じた全ての損害を、賠償する義務を負うものとします。
- (4) 本条各項の規定は、オプションが終了した後も、有効に存続するものとします。

#### 18 その他

- (1) この要綱に定めのない事項については、Biz 約款、Biz 特約約款、Biz 特約料金表、完全市場連動料金表および高圧約款によるものといたします。
- (2) この要綱、Biz 約款、Biz 特約約款、Biz 特約料金表、完全市場連動料金表および高圧約款に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 当社が提供する非化石証書の属性情報（発電設備区分や発電設備の所在地等を含みますが、これに限られません。）は当社指定とし、お客さまからの指定はできないものといたします。

2026年6月1日

 SB Power

東京都港区海岸一丁目7番1号

SBパワー株式会社

代表取締役 社長執行役員 佐藤 和之

[小売電気事業者登録番号 A0186]

## 附則

### 1. オプション種別に関する特例措置

2025年9月30日までに申込みのお客さまのオプション種別は、次のとおりといたします。

#### (1) 実質カーボンフリーオプション

当社は、適用期間におけるオプション電力量に対して、非化石証書を使用し、またはJクレジットを無効化することによって、地球温暖化対策の推進に関する法律およびこれに基づく命令等（以下「温対法等」という）に基づきお客さまが二酸化炭素排出量を報告する際に用いる、当社からの受給分に係る調整後排出係数を**実質的に** 0kg-CO<sub>2</sub>/kWh とする価値を付加いたします。

#### (2) グリーンオプション

当社は、適用期間におけるオプション電力量に対して、非化石証書を含む環境価値を提供し、お客さまに代わり代理無効化することによって、**実質的に**再生可能エネルギー電気による供給である価値を付加するとともに、温対法等に基づきお客さまが二酸化炭素排出量を報告する際に用いる、当社からの受給分に係る調整後排出係数を**実質的に** 0kg-CO<sub>2</sub>/kWh とする価値を付加します。

#### (3) RE100オプション

当社は、適用期間におけるオプション電力量に対して、再生可能エネルギー指定の非FIT証書もしくはFIT非化石証書を使用し、またはJクレジットをお客さまに代わり代理無効化することによって、温対法等に基づきお客さまが二酸化炭素排出量を報告する際に用いる、当社からの受給分に係る調整後排出係数を**実質的に** 0kg-CO<sub>2</sub>/kWh とする価値、**実質的に**再生可能エネルギー電気による供給である価値ならびに経済産業省および環境省が定める「国際的な気候変動イニシアティブへの対応に関するガイダンス」の「4.再エネ（電気・熱）の調達と価値の主張」の記載に基づき、RE100に利用可能とされる環境価値を付加します。